

重要事項説明書

1 事業所の目的

事業者は、介護保険法及び健康保険法等の関係法令及び訪問看護サービス利用契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの提供をします。

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅(自宅)において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) サービス提供にあたっては、主治医の指示に基づき、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

2 運営方針

- (1) 訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身状況等を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を尊重した在宅療養が維持できるように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を計り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 当法人の概要

法人の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構
代表者名	理事長 山本 修一
所在地・連絡先	東京都港区高輪3丁目22番12号 電話番号 03-5791-8220 (代表) FAX番号 03-5791-8257
施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院
所在地・連絡先	登別市登別東町3丁目10番地22 電話番号 0143-80-1115 FAX番号 0143-80-2250
施設長名	院長 石川 典俊

4 事業所の概要

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院附属訪問看護ステーション		
所在地	登別市登別東町3丁目10番地22		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	提供可能サービス	介護保険事業所番号	
	訪問看護	北海道 0163590177 号	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先	
	吉田 加代子	電話 0143-84-1983 FAX番号 0143-80-1121	

5 事業所の職員体制等

事業者の職種	人数	資格	勤務体制
管理者	1	看護師 1名	常勤 1名
看護師等	3	看護師 3名	常勤 2名
			非常勤 1名

6 サービスの提供地域

登別市、白老町

7 サービス提供時間

サービス種類	平 日	土・日曜日	祝祭日
訪問看護	9：00～17：00	休 日	休 日

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「祝祭日」の扱いとなります。

8 サービスの内容の例

- (1) 病状や体調の観察
- (2) 血圧や脈拍などの測定
- (3) 薬の確認や整理
- (4) 生活上の指導
- (5) 食事や排泄、入浴介助など日常生活の世話
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症看護
- (8) 胃瘻やカテーテル類の管理
- (9) 褥瘡や傷の予防、処置
- (10) その他医師の指示による医療処置

9 利用料等

- (1) 介護保険法による事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時には、その1割から3割の額。また、その他の利用料として、訪問看護利用料表に定める額。
- (2) 健康保険法等による事業を提供したときは、健康保険法等に定める利用料の自己負担額。また、その他の利用料として、訪問看護利用料表に定める額。
- (3) 支払い方法については、提供した月の1カ月分の「ご請求書」を翌月15日以降に発行しますので以下の方法でお願いします。
 - 1) 訪問看護提供時にお支払い
 - 2) 独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院窓口にお支払い(平日9:00～16:00)
 - 3) 独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院指定の銀行口座にお振り込み
- (4) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の当日	利用料の100%	

10 サービス利用の解約及び中止

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスについては、事前の連絡をもって契約の終了日を示し、いつでも解約することができます。サービスの利用を解約及び中止する際には、速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。

連絡先(電話) : 0143-84-1983 平日 9:00～17:00
独立行政法人地域医療機能推進機構
登別病院附属訪問看護ステーション
管理者 吉田加代子

11 サービス提供のお休み

サービスの利用期間中に、利用者の都合でサービスをお休みする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

当日の連絡がない場合のキャンセルは、9 利用料等(4)のとおりキャンセル料を

申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします)

12 緊急時の対応

- (1) サービスの提供にあたり利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて応急処置を行うと共に、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行います。

連絡先	医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
	利用者 緊急連絡先	氏名 連絡先

- (2) 当訪問看護ステーションは、利用者や家族が少しでも不安を軽減し在宅療養ができるように24時間連絡・訪問体制を整備しています。必要に応じて主治医への連絡を行い、指示を求める等適切な措置を講じます。

13 秘密の保持

- (1) サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体に危険がおよぶ等の正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、サービス担当者会議等において必要な範囲で、利用者又は家族の個人情報をを用いるものとします。

14 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号	0143-84-1983
	FAX 番号	0143-80-1121
	管理者	吉田加代子
	対応時間	年末年始、祝祭日除く 平日 9:00~17:00

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	登別市中央町6丁目11 登別市保健福祉部介護保険室
	電話番号	0143-85-5720
	FAX 番号	0143-81-3293
	対応時間	9:00~17:30
	所在地	白老郡白老町東町4丁目6-7 総合福祉センター 町保健福祉課介護推進係
	電話番号	0144-82-5531
	FAX 番号	0144-82-5561
	対応時間	8:45~17:15
北海道国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西ア4丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	FAX 番号	011-231-5178
	対応時間	9:00~17:00

15 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所が行う指定訪問看護及び指定予防介護訪問サービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応等必要な措置を講じた上で、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、利用者・その家族等に連絡し、事故の状況・処置等について記録すると共に、事故の原因を解明し再発防止への対策を講じます。また、当事業所の責めに帰すべき理由により利用者に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

16 利用に際してのお願い

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など、利用料の集金以外の金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は、利用者の心身の機能の維持、回復のために、療養上の世話や診察の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (5) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を得てください。
- (6) 職員への暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為やハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合、サービス中止や契約を解約することもあります。
- (7) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

(事業者)

事業者名 独立行政法人地域医療機能推進機構
登別病院附属訪問看護ステーション

説明者.....印

私は、上記のとおり、訪問看護サービスを利用するにあたり重要事項の説明を受け、利用開始の同意をします。

令和 年 月 日

(利用者)

住所.....

氏名.....印

(署名代行者)

住所.....

氏名.....印

続柄 ()